

群馬大学医学部附属病院研修管理委員会専門委員会内規

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 16 年 11 月 9 日改正

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院研修管理委員会規程第 9 条の規定に基づき、臨床研修に関する具体的事項を検討、及び処理するため、群馬大学医学部附属病院研修管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 臨床研修センター長
- (2) 臨床研修副センター長
- (3) 臨床研修プログラム責任者 1 人
- (4) 協力型臨床研修病院から選出された者 10 人
- (5) 研修協力施設から選出された者 4 人
- (6) 研修管理委員会規程第 4 条第 8 号の委員 3 人
- (7) 研修管理委員会委員長が指名する者 若干人
- (8) 臨床研修センター所属職員

(任 期)

第 3 条 前条第 4 号から第 7 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、第 2 条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第 7 条 委員長は、委員会の決定事項を研修管理委員会に報告するものとする

(事 務)

第 8 条 委員会の事務は、臨床研修センターにおいて処理する。

(内規の改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、研修管理委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

この内規は、平成 16 年 11 月 9 日より施行する。